

千葉市中央区選挙管理委員会告示第21号

令和3年3月21日執行予定の千葉市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項、第4項又は第5項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和3年3月7日

千葉市中央区選挙管理委員会委員長 荒川 眞 治

区 分	場 所	日 時
公職選挙法第62条第2項の規定によるくじ	千葉市中央区役所(きぼーる11階) 千葉市中央区選挙管理委員会事務局	令和3年3月18日 午後5時10分
公職選挙法第62条第4項の規定によるくじ	同 上	令和3年3月18日 午後5時15分
公職選挙法第62条第5項の規定によるくじ	同 上	事実発生の都度